

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

【平成25年度】

物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方 の氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約による こととした理由	その他必要な事項 (備考)
超音波診断装置保守 契約	事務部用度課 さいたま市中央区上 落合8-3-33	平成25年5月24日	アイティーシー株式 会社 上尾市原新町8-12	4,725,500 円	契約業者は当該装置のメー カー代理店であり、他業者 では取扱い不可能であるこ とから、契約の性質又は目 的が競争を許さない場合に 該当するため（日本赤十字 社会計規則第36条第3項）	
手術室空調用自動制 御装置保守契約	事務部施設課 さいたま市中央区上 落合8-3-33	平成25年6月18日	ジョンソンコント ロールズ株式会社 さいたま市大宮区土 手町1-2	1,575,000 円	契約業者は当該機の製造 メーカーであり、緊急時にも 迅速に対応できることから、 契約の性質又は目的が競争 を許さない場合に該当する ため（日本赤十字社会 計規則第36条第3項）	
電気設備年次点検	事務部施設課 さいたま市中央区上 落合8-3-33	平成25年9月6日	藤田電気工業株式会 社 川口市川口5-9-32	1,890,000 円	契約業者は当院の電気設備 に精通しており、緊急時にも 迅速に対応できることから、 契約の性質又は目的が競争 を許さない場合に該当する ため（日本赤十字社会 計規則第36条第3項）	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。